

事務連絡
令和6年3月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の
取扱い等について

建設工事の適正な施工の確保のため、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところです。

一方で、これまで「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）により、親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及びその確認方法等について定め、運用を行ってきたところです。

今般、企業集団内における出向社員の取り扱いの更なる合理化を図るため、新たに企業集団内の出向社員に係る取り扱いを定め、別添のとおり、地方整備局等及び都道府県の建設担当部局長宛て通知しましたので、ご承知おき頂くとともに、貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。